

山口県文書館条例 (原文縦書)

(昭和三十九年三月二十六日山口県条例第五十六号)
改正 昭和四十八年四月二十七日条例第三十一号
昭和六十年三月二十六日条例第一号

(設置)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録（以下「文書」という。）を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 前条の文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山 口 県 文 書 館	山 口 市

(業務)

第三条 山口県文書館（以下「文書館」という。）は、次の各号に掲げる業務を行なう。

- 一 文書の利用に関すること。
- 二 文書を収集し、整備し、及び保存すること。
- 三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行なうこと。
- 四 歴史の編さん及び配布を行なうこと。
- 五 文書に関する専門的な調査及び研究を行なうこと。
- 六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行なうこと。
- 七 文書の展示及び文書に関する講習等を行なうこと。

(職員)

第四条 文書館に館長、事務職員その他の職員を置く。

(文書の収集)

第五条 文書館は、次に掲げるところにより文書の収集を行なう。

- 一 山口県の議会若しくは執行機関又はこれらの管理に属する機関からの受入れ
 - 二 公共団体その他の団体並びに個人からの寄贈及び寄託又は購入
- 2 前項各号において原本により難い場合には、その複写又は複製による。

(昭六〇条例一・旧第七条繰上・一部改正)

(利用の手続)

第六条 文書館の文書を利用しようとする者は、館長の定める手続によらなければならない。

(昭六〇条例一・旧第八条繰上)

(資料の弁償)

第七条 前条の規定により文書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、文書館の文書を亡失し、又は損傷したときは、館長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(昭六〇条例一・旧第九条繰上)

(利用の取消し)

第八条 館長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、文書の利用を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則等に違反したとき。
- 二 館長の指示に従わないとき。

(昭六〇条例一・旧第十条繰上)

(その他)

第九条 この条例に定めるもののほか、文書館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(昭六〇条例一・旧第十一条繰上)

附 則

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 山口県文書館設置条例（昭和三十四年山口県条例第四号）は、廃止する。

附 則（昭和六〇年条例第一号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。